

令和5年9月8日

J P B A正会員 各位

公益社団法人日本プロボウリング協会
トーナメント委員長 山本 勲
事務局 山元浩光

使用ボールの認証について (J P B A競技会規則 第6章 ボールの使用規定 改定のご案内)

拝啓 仲秋の候、選手の皆様もますますご活躍のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「ボールの使用規定」について一部解釈の相違があった為、改めて令和5年9月4日開催「第60回定例理事会」に改定案を提出し、承認されましたのでご案内申し上げます。

敬具

具体的には、下記の通りとなります。

※現ルールでは、USBC公認ボールリスト「アプループリスト」に掲載前でもUSBCの刻印があれば使用を認めていましたが（※サンプル（SAMPLE）の文字が刻印されているボールについては、USBCの文字が刻印されており「アプループリスト」に掲載されていれば使用を認める）、
2023年10月1日より、USBCの刻印があり、尚且つ当該競技会ボール登録時に「アプループリスト」に掲載されているボールのみ使用が認められます。

（選手は、ボール登録の際に「アプルーブボールリスト」に掲載されている事を確認し、必要に応じ掲載されているページを競技委員に提示しなければなりません。掲載されていないボールを使用した場合は失格となります）

※USBC公認ボールリスト「アプループリスト (APPROVED BALL LIST)」については、
J P B Aホームページのプロボウラー専用ページ → 会員用資料 → USBC 公認ボールリスト (アプループリスト) → Select a Brand から選択してください。

公益社団法人日本プロボウリング協会 競技会規則

第6章 ボール及び用具の使用規定 改定

公益社団法人日本プロボウリング協会 競技会規則

第6章 ボール及び用具の使用規定

第11条 検量と硬度 及び 第13条ボールの硬度 ⇒ 統合
競技会規則のボール及び使用規定について

第11条 検量とボールの硬度

1. 当該競技会において、指名された競技者は当該競技会にて使用したボールを委員会指定の検量員により検量及び硬度チェックを受けなければならない。
2. 指名された競技者は、ルール違反のボール使用が判明した場合又は、検量・硬度チェックを受けない場合は、当該競技会を失格とし記録は公認されないものとする。
(同時に2万円の制裁金が科せられる)
但し、硬度についてはUSBCの認証を受けているボールは、失格等その限りではないものとする。
3. 検量証の有効期間は発行日より1年間とする。
4. 前項の検量証の記載事項に変更のない場合は、有効期間内に限り書換申請を行い書換することができる。この場合は、書換料を納付し新たに硬度チェックを行うことにより、更に書換日より1年間の有効が認められる。
※有効期間が過ぎた場合は、新たに検量し検量証を受領する手続きを行うものとする。
5. 検量証の記載事項に変更があった場合は、有効期間に関係なく新しい検量証を受領しなければならない。
6. 硬度は、協会の硬度計器により72度以上とする。
7. 硬度チェック
USBCの認証を受けているボールについては、硬度チェックを不要とし使用を許可するものとする。
但し、必要に応じ競技委員長は硬度チェックを競技者に要求する権限を有する。
また、USBC認証ボールでも硬度不足と認定されたボールについては、当該競技会の使用を許可しないものとし度重なる場合は公認トーナメントでの使用を禁止とする場合がある。(硬度68度から71度の場合は許容範囲として使用が認められる)
8. 故意にボールの硬度を変えたと判断された者及び虚偽行為や悪質な行為があったと判断された者は失格とする。
(8. について同時に 5万円の制裁金、及び当規則第17章-懲罰規定-が適用される)

補足

1. 公認トーナメントでの使用ボールは、USBC認証ボールであること。
 - ①JPBAが適用するUSBC認証ボールとは、USBCの文字が刻印されていれば使用を認める
 - ②USBC公認ボールリスト「アプルーブリスト」に掲載前でも、USBCの刻印があれば使用を認める。
 - ③ワールドワイドリリース前でも、USBC認証（刻印）があれば使用を認める。
 - ④ボール番号の刻印があること。
2.
 - ①USBCの認証を受けていないボールは使用を認めない。
 - ②サンプル（SAMPLE）の文字が刻印されているボールについては、USBCの文字が刻印されており、「アプルーブリスト」に掲載されていれば使用を認める。但し、ボール登録の際に掲載（Date Approved）されているページを競技委員に提示すること。本規則改定は、2023年1月1日より適用する。

↓ 改定

補足

1. 公認トーナメントでの使用ボールは、USBC認証ボールであること。
 - ①JPBAが適用するUSBC認証ボールとは、USBCの文字刻印並びに**USBC公認ボールリスト「アプルーブボールリスト」に掲載されていれば使用を認める。**
 - ②サンプル（SAMPLE）の文字が刻印されているボールについても、USBCの文字が刻印されており、「アプルーブボールリスト」に掲載されていれば使用を認める。**但し、競技者は当該競技会において①及び②ともボール登録の際に「アプルーブボールリスト」に掲載されている事を確認し、必要に応じ掲載されているページを競技委員に提示すること。**
 - ③ボール番号の刻印があること。
2.
 - ①USBCの認証を受けていないボールは使用を認めない。
 - ②**USBCの文字が刻印されていないボールを使用した競技者及び「アプルーブボールリスト」に掲載されていないボールを使用した競技者は、失格とする。**
（同時に2万円の制裁金及び当規則第17章－懲罰規定－が適用される）
本規則改定は、2023年10月1日より適用する。

以上